

旭川市建設工事等電子入札心得（総合評価）

（総則）

第1条 旭川市が総合評価落札方式により発注する建設工事の請負、測量の委託並びに工事に係る調査及び設計委託業務の委託（以下「建設工事等」という。）の契約について電子入札システムを使用して行う旨の入札公告を行った入札（以下「電子入札」という。）に当たっては、別に定めるもののほか、この心得を承知してください。

（入札保証金）

第2条 電子入札においては、入札保証金の納付を免除します。

- 2 落札者が契約を締結しないときは、当該契約金額の100分の3に相当する額の違約金を旭川市に納付しなければなりません。

（入札辞退の自由等）

第3条 入札参加者は、開札までに入札辞退届を市長（契約課工事担当）に提出し、入札を辞退することができます。

- 2 前項により入札を辞退した者は、これを理由として、以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはありません。
- 3 事前公表された設計金額以下の金額で入札することができない場合は、入札辞退届を提出し、入札を辞退してください。
- 4 事前公表された設計金額を上回る金額での入札は失格とします。この場合は、旭川市の指名停止措置を行うことがあります。

（公正な入札の確保）

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を決めなければなりません。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

（入札の取りやめ等）

第5条 事故等が発生した場合又は入札執行者が入札を公正に執行することができないなど特別の事情があると認めるときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがあります。

（入札）

第6条 入札参加者は、電子入札システムを使用して入札してください。ただし、紙での入札を認められた者は、この限りではありません。

(入札書の書換え等の禁止)

第7条 入札参加者は、電子入札システムに到達した入札金額その他所定の情報を書き換え、引き換え、又は撤回することはできません（辞退する場合を除く。次項において同じ。）。

2 前条ただし書の規定に基づき入札書を紙により提出する入札参加者は、その提出した入札書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできません。

(無効入札)

第8条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札
- (2) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札
- (3) 入札書の記載金額を加除訂正した入札（紙による入札に限る。）
- (4) 入札書に記名押印がない入札（紙による入札に限る。）
- (5) 同一事項の入札について2通以上の入札書（電子入札システムによる入札及び紙による入札をそれぞれ行った場合を含む。）を提出した者の行った入札
- (6) 電子入札システムによらない入札（紙による入札を認められた者を除く。）
- (7) 公告等で示した入札書の到達日以外に到達した入札
- (8) 必要な添付書類を提出しない者がした入札
- (9) 必要な添付書類に不備がある入札
- (10) 入札に関し不正の行為をした者の行った入札
- (11) その他入札に関する条件に違反した入札

(開札)

第9条 入札の開札は、あらかじめ指定した日時、場所において、入札事務に関係のない職員の立会いの下で行います。

2 入札参加者は、旭川市建設工事等一般競争入札傍聴要領の規定に基づき、開札を傍聴することができます。

(落札者の決定)

第10条 有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で、価格その他の条件が最も有利なものをもって入札した者（以下「最も有利な入札者」という。）を落札者とします。

2 最も有利な入札者が2人以上いる場合は、電子入札システムによりくじを行い、落札者を決定します。

(落札者の決定の特例)

第11条 建設工事等の契約に係るものについて、開札の結果、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、最も有利な入札者を落札者とし場合があります。

- (1) 当該申込みに係る入札金額によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれのあるとき。
- (2) その者と契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき。

て、著しく不適當と認められるとき。

- 2 前項の規定に基づき最も有利な入札者を落札者とし不在の場合は、予定価格の範囲内で申込みをした他の者のうち、価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とします。

(落札者の取消し)

第12条 落札者が次の各号のいずれかに該当するときは、落札を取り消すものとします。

- (1) 落札者が契約の締結を辞退したとき、又は指定した期間内に契約を締結しないとき。
- (2) 入札に際し不隠不正があったと認められるとき。
- (3) 法令及び規則に違反する事項が生じたとき。

(契約の締結)

第13条 落札者が当該契約を締結しようとするときは、落札決定の通知を受けた日から7日以内に関係書類とともに電子契約システムを使用して契約してください。ただし、あらかじめ紙による契約を申し出ている場合は、電子契約システムを使用する必要はありません。

(契約保証金)

第14条 契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代わるべき担保を提供しなければなりません。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りではありません。

- 2 落札者が契約保証金の納付に代えて提供することができる担保は、次の各号に掲げるものとします。
 - (1) 政府の保証のある債券
 - (2) 銀行の振出し又は支払保証した小切手
 - (3) 市長が確実と認める社債
 - (4) 銀行又は市長が確実と認める金融機関が引き受け、保証又は裏書した手形
 - (5) 銀行又は市長が確実と認める金融機関に対する定期預金債権
 - (6) 銀行又は市長が確実と認める金融機関の保証
- 3 第1項の規定により提供する契約保証金に代わる担保が銀行等又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証であるときは、当該保証に係る保証書を提出しなければなりません。この場合において、電子保証の場合は、保証契約番号、認証キー情報を通知してください。
- 4 契約保証金に代える担保として定期預金債権を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付のある承諾書を提出しなければなりません。
- 5 落札者は、第1項ただし書の場合において、契約保証金の納付を免除された理由が保険会社との間に旭川市を被保険者とする履行保証保険契約を結んだことによるものであるとき又は保険会社、銀行、農林中央金庫その他市長が指定する金融機関と工事履行保証契約を結んだことによるものであるときには、市長が指示するときまでに当該履行保証保険契約に係る保険証券又は当該工事履行保証契約に係る保証証券を提出しなければ

なりません。この場合において、電子保証の場合は、保証契約番号、認証キー情報を通知してください。

6 落札者が契約上の義務を履行しないときは、契約保証金又はその納付に代えて提供した担保は、旭川市に帰属します。

7 落札者であって契約保証金の納付を免除された者が契約上の義務を履行しないときは、当該契約金額の100分の10に相当する額の違約金を旭川市に納付しなければなりません。

（異議の申立て）

第15条 入札をした者は、入札後、図面、設計図書、仕様書及び関係書類並びに現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。